

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 案内書

講習内容 (法令根拠)

- 労働安全衛生法第14条では、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものは、技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないと定められています。
- そして、労働安全衛生法施行令第6条第18号により、別表第3に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のために取り扱う作業等を除く。)が、また、同条第20号により、四アルキル鉛等業務(遠隔操作で行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業が、それぞれ特定化学物質作業主任者、四アルキル鉛等作業主任者を選任すべき作業であると定められています。
- この講習は、関係法令及び厚生労働大臣告示で定められた科目と時間数の講義により必要な知識と技能を習得し、その作業に従事させる際に必要となる特定化学物質作業主任者、四アルキル鉛等作業主任者の資格を取得していただくためのものです。

特定化学物質障害予防規則(通称:特化則)が改正され、アーク溶接等(溶断、ガウジングを含む。)によって生じる「溶接ヒューム」が特定化学物質(第二類物質)に追加されたことから、アーク溶接等の作業では、屋内作業・屋外作業にかかわらず特定化学物質作業主任者の選任が必要となりました。(令和4年4月1日施行)



申込方法

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)
 申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。
 手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格

特に制限はありません。

講習科目 講習時間

講習科目		時間
学科講習	特定化学物質による健康障害及びその予防措置に関する知識	4時間
	作業環境の改善に関する知識	4時間
	保護具に関する知識	2時間
	関係法令	2時間
修了試験	全ての講義終了後に実施	1時間
合計13時間 … この時間には休憩時間が含まれておりません。 実際の講習では休憩時間を含む時間配分が行われます。		

受講料

R4.4.1 料金改定

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	11,000円	1,980円	12,980円
会員		1,590円	12,590円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

修了証

全科目を受講し、修了試験に合格した方に対して、修了証を交付いたします。